

4 特養入所希望者への対応について

(1) 意思確認と要介護認定

特養への入所希望者(待機者を含む)に対しては、介護保険制度について次のような点を中心に十分な説明を行い、介護保険制度後も引き続き入所を希望するかどうかの意思確認を行うことが必要である。

＜介護保険制度に関する説明＞

- ・ 平成12年4月以降、介護保険制度の施行に伴って、市町村が入所措置をする仕組みから、利用者と特養が直接契約を行う仕組みへと変わること。
- ・ 介護保険制度においては、利用者負担が変わること。

このうち、引き続き入所を希望する者については、要介護認定を求め、その結果に基づき、次の(2)及び(3)の考え方を踏まえて対応することが考えられる。

(2) 要介護認定で「要介護」と認定された場合

① 平成11年度中の特養への入所措置

ア 平成11年10月以降の新たな特養への入所措置については、要介護認定において「要介護」と認定された者を対象に行うこととし、昭和62年1月31日付け社老第8号社会局長通知「老人ホームの入所措置等の指針について」の別添「老人ホームへの入所措置等の指針」について、第4の2中「次の(1)に該当し、かつ、(2)又は(3)のいずれかの事項に該当する場合に」とあるのは「次の(1)に該当する場合に」と読み替えるとともに、別紙「老人ホーム入所判定審査票」中「1. 身体及び日常生活動作の状況」から「4. 問題行動」までを不要とする。

イ 入所判定委員会(特養に係るもの。以下同じ。)については、介護保険における介護認定審査会が設置されると、その業務は実質的には審査会に移行することとなる。したがって、審査会が設置された以降は開催を要しない。

ウ なお、平成12年4月以降は、「やむを得ない事由」があり緊急の入所が必要であると認められる場合を除き、入所措置は廃止となる。この取り扱いについては後述する。

② 特養の入所待機者への対応

ア 直ちに入所できない入所待機者に対しては、前述したように、市町村は、介護保険制度を念頭に置いた居宅介護サービス計画の策定・調整を行い、必要な在宅サービスの確保・提供に努めることが望ましい。

イ 入所待機者の平成12年4月以降の入所の取り扱いについては、従来の待機順序や当該入所待機者の緊急度などを踏まえ地域の実状に応じて対応することが適当であり、市町村、都道府県、施設関係者において、その取り扱い方針を十分協議することが望ましい。

市町村は、そうした方針に沿って、入所待機者に利用希望施設の選択（複数可）を求め、これら施設への入所契約の申込みを勧奨するとともに、希望施設に名簿を引き継ぐなど、入所待機者と施設との間の契約事務の円滑な遂行に配慮することが重要である。また、平成12年4月以降においては、当分の間、市町村は、施設において入所契約事務が公正、適切に行われていることを確認するため、介護保険法第23条に基づき、定期的に入所申し込み者や新規入所者の状況、緊急度等によって入所順序を変えた場合にはその理由を施設から報告させることとし、都道府県の協力も得て必要な対応を行うことが求められる。

(3) 要介護認定で「要支援」「自立」と認定された場合

前述したように、市町村は、高齢者や家族に対して介護保険制度について十分な説明を行うとともに、要支援者には介護保険制度を念頭に置いた居宅介護サービス計画の策定と実施、自立者には必要に応じて生活支援サービスの提供に努めることが望ましい。また、ケアハウス、高齢者生活福祉センター、高齢者向け公営住宅などの生活支援型の施設・住居への紹介を行うことも望まれる。

5 生活支援型施設の整備について

(1)平成12年度予算要求の内容

- ① 現在、特別養護老人ホームに入所している者については、介護保険認定の結果、自立又は要支援と認定された場合であっても、平成12年度から5年間に限り要介護者とみなして介護保険給付の対象とする経過措置が規定されているが、この5年間が経過するまでに、特別養護老人ホームからの円滑な退所に結びつけられるような基盤整備を行っていくことが必要である。
- ② このため、ケアハウスの最低定員を引き下げるとともに、高齢者生活福祉センターの面積を拡充することにより、自宅への復帰が困難な者に対して、必要な在宅サービスを利用しながら生活することができる場の整備促進を図ることについて、平成12年度予算概算要求に盛り込んでいる。

(平成12年度予算要求の内容)

(ア) ケアハウス

- ・ 定員規模の緩和
単独設置 30人以上 → 20人以上
併設設置 15人以上 → 10人以上

(イ) 高齢者生活福祉センター

- ・ 国庫補助基準面積の拡充
29.5㎡ → 35.0㎡(共用部門、管理部門等の面積を算入)
- ・ 生活援助員の増
1か所あたり人員 1人 → 1～3人
〔 入所定員 5人以下 1人
6～10人以下 2人
11人以上 3人 〕

- ・ 1か所あたり管理費の改善(年額)
162,615円 → 1,470,195円

(ウ) 養護老人ホーム

- ・ 新規整備も認めることとしている。

(エ) シルバーハウジング(公営住宅)、高齢者優良賃貸住宅との連携

- ・ 建設部局と連携の上、特養入所者であって、「自立」又は「要支援」と認定された者の優先入居を行う、シルバーハウジング(公営住宅)、高齢者優良賃貸住宅の整備を進める。
- ・ なお、これに関し、平成12年度予算概算要求において、高齢者優良賃貸住宅にも生活支援員を配置できるよう所要の経費を盛り込んでいる。

(2) 養護老人ホームの特別養護老人ホームへの一部転換について

- ① また、養護老人ホームにおける入所者の重度化対策として、養護老人ホームの一部を特別養護老人ホームに転換することを可能とする方向で検討しているところ。
具体的には、平成12年度予算の中で、「養護老人ホームの最低定員の引き下げ」を要求しており、これは、例えば、50人定員の養護老人ホームのうち、10床を特養に転換することなどができるようにするためのものである。
- ② ただし、転換を認める条件として、次のものを考えている。
 - a 転換に係るベッド数分の要介護状態の高齢者が現に入所していること。
 - b 養護を要する高齢者の状況や介護保険施設の整備状況等を総合的に判断して、所在市町村及び都道府県が適切と認める場合(転換の適否及び転換ベッド数)であること。
- ③ 正式な決定については、予算成立後、最低定員や、人員体制、特養への転換部分のハード面等に係る部分について、最低基準の検討・改正を行った後になるが、介護保険事業計画への影響も予想されることから、都道府県においては、関係法人の意向の把握等の準備を開始されたい。